

実施機関以外の者への保有個人情報の提供に係る諮問書

柏保指第1841号
平成29年12月22日柏市行政不服及び情報公開・個人情報保護審議会
会長 神谷敦宏 様

実施機関名 柏市長 秋山浩保

柏市個人情報保護条例第11条第2項第3号・第4号の規定により実施機関以外の者へ保有個人情報を提供したいので、同条第3項の規定により次のとおり諮問します。

提供する保有個人情報に係る個人情報取扱事務の名称	・介護サービス事業者の指定等に関する事務 ・介護サービス事業者の指導監査事務 ・特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホームの設置の認可等の事務 ・老人居宅生活支援事業の開始の届出並びに老人デイサービスセンター、老人短期入所施設及び老人介護センターの設置の届出の受理等の事務 ・社会福祉施設等の届出等事務 ・社会福祉施設等の指導監査事務
提供する保有個人情報に係る個人情報取扱事務の概要	・介護保険法に基づく介護サービス事業者の指定申請、老人福祉法に基づく特別養護老人ホーム等の設置の認可等、老人福祉法に基づく老人デイサービスセンター等の設置の届出等及び社会福祉法に基づく軽費老人ホーム等に係る届出等の際に事業所等の職員の個人情報を取扱うもの ・介護保険法に基づく介護サービス事業者、老人福祉法に基づく特別養護老人ホーム等及び社会福祉法に基づく軽費老人ホーム等に対する指導監査の際に事業所等の職員の個人情報を取扱うもの
提供する保有個人情報の項目	施設又は事業所の従業者に係る次の項目 ①氏名、②生年月日、③住所、④識別番号（資格番号）、⑤職業・職種、⑥学業・学歴、⑦職業上の地位、⑧資格・免許、⑨成績・評価、⑩その他（勤務形態）
保有個人情報の提供先	・介護保険法に基づく許可及び指定並びに老人福祉法に基づく認可の権限を有する自治体 ・介護保険法、老人福祉法及び社会福祉法に基づく指導監査の権限を有する自治体
保有個人情報の提供先における利用目的	・介護保険法に基づく許可及び指定並びに老人福祉法に基づく認可の可否に係る判断材料とするため ・介護保険法、老人福祉法及び社会福祉法に基づく行政処分の可否に係る判断材料とするため



様式第4号（個人情報保護条例第11条第3項関係）

提供しようとする理由	複数の自治体で施設又は事業所を運営している法人が、従業者の名義貸しを行い、それぞれの事業所の人員基準を満たしているように装っていることが疑われる案件が複数件発生しており、本市が指定する介護サービス事業所の従業者の勤務の状況についての照会が寄せられているため また、今後も同様の照会が寄せられることが予想されるため
担当部署	保健福祉部 法人指導課
備考	

通所介護の概要・基準

基本方針

通所介護の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

必要となる人員・設備等

通所介護サービスを提供するために必要な職員・設備等は次のとおり

○ 人員基準

生活相談員（社会福祉士等）	事業所ごとにサービス提供時間に応じて専従で1以上 （※生活相談員の勤務時間数としてサービス担当者会議、地域ケア会議等も含めることが可能。）
看護職員（看護師・准看護師）	単位ごとに専従で1以上 （※通所介護の提供時間帯を通じて専従する必要はなく、訪問看護ステーション等との連携も可能。）
介護職員	① 単位ごとにサービス提供時間に応じて専従で次の数以上（常勤換算方式） ア 利用者の数が15人まで 1以上 イ 利用者の数が15人を超す場合 アの数に利用者の数が1増すごとに0.2を加えた数以上 ② 単位ごとに常時1名配置されること ③ ①の数及び②の条件を満たす場合は、当該事業所の他の単位における介護職員として従事することができる
機能訓練指導員	1以上（理学療法士・作業療法士・言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師）
生活相談員又は介護職員のうち1人以上は常勤	

※定員10名以下の地域密着型通所介護事業所の場合は看護職員又は介護職員のいずれか1名の配置で可

○ 設備基準

食堂	それぞれ必要な面積を有するものとし、その合計した面積が利用定員×3.0㎡以上
機能訓練室	
相談室	相談の内容が漏えいしないよう配慮されている

第 1 1 条 第 1 項・第 2 項（利用又は提供の制限）

（利用又は提供の制限等）

第 1 1 条 実施機関は、法令等の規定に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(1) 本人の同意があるとき又は本人に提供するとき。

(2) 実施機関が、その権限に属する事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合において当該保有個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき又は他の実施機関に保有個人情報を提供する場合において保有個人情報の提供を受ける者がその権限に属する事務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。

(3) 国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、その権限に属する事務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。

(4) 前 3 号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるときその他保有個人情報を提供することについて特別の理由のあるとき。

【趣旨】

本条は、実施機関における利用目的以外の目的のための保有個人情報の利用又は提供を原則として禁止し、本人の利益や社会公共の利益になる場合など例外事由に該当する場合に限り、利用目的以外に利用し、又は提供することができることを定めたものである。

【解釈及び運用】

① 利用又は提供の制限（第1項関係）

保有個人情報がある本来の利用目的以外の目的のために利用・提供された場合、本人の予期せぬ利用等による不安・懸念を生じさせるのみならず、悪用によるプライバシーの侵害や財産上の権利侵害等をもたらす危険性を増大させる。このため、法令等に基づく場合を除き、利用目的以外の利用・提供を原則として禁止したものである。

「法令等の規定に基づく場合」には、利用目的以外の利用・提供をし得るとするものであり、本項により利用・提供が義務付けられるものではない。実際に利用・提供することの適否については、法令等の趣旨、利用の目的、対象となる保有個人情報の内容等を総合的に判断して個別具体的に適否を決定する必要がある。

「法令等の規定に基づく場合」としては、次のような場合などがある。

ア 民事訴訟法第223条の規定による裁判所からの文書の提出命令に従い、提出する場合

イ 弁護士法第23条の2の規定による弁護士会からの照会に対して報告、回答等を行う場合

ウ 柏市情報公開条例第5条の規定による開示請求があった場合に同条例第7条の不開示情報に該当しない情報について閲覧又は写しの交付を行う場合

なお、「保有個人情報を自ら利用」とするとは保有個人情報を実施機関の内部において利用することをいい、「提供」とは実施機関以外のものに提供することをいう。

② 制限の例外（第2項関係）

第1項では、実施機関における目的外利用又は提供を原則として禁止しているが、市民の負担軽減、行政効率の増大、本人又は公共の利益の増進になる場合には、目的外利用又は提供に伴う個人の権利利益の侵害のおそれと、目的外利用又は提供に伴う利益とを比較して、合理性がある場合について一定の例外を認めているものである。

「ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を

不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない」とは、第1号から第4号までに該当する場合であっても、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、保有個人情報を利用・提供してはならないとしたものである。したがって、目的外利用又は提供の判断に当たっては、実施機関は、個々の事案ごとに個人情報の内容、提供先における使用目的、使用方法等を勘案して、個人の権利利益の保護の必要性和個人情報の有用性を衡量する必要がある。

ア 本人同意（第1号関係）

本号は、利用目的以外の目的に個人情報を利用し、又は提供することについて、実施機関が本人の同意を得て行うときは、本人の権利利益の侵害は生じないと考えられ、また、本人に提供するときも同様と考えられることから、利用又は提供の制限の例外としたものである。

ただし、本人の同意があるときや本人に提供するときであっても、当該本人や第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあるときは利用目的以外に利用・提供することはできない。例えば、本人の同意があったとしても、その同意が強制されたものである場合、保有個人情報の中に本人の情報の他に第三者の情報も含まれている場合などは、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあるものと考えられ、本項ただし書に該当する。

「本人の同意」は、書面によることを要せず、書面を作成し難い事情がある場合には口頭であってもかまわない。この場合、口頭により同意があった旨を記録しておくことが望ましい。

意思能力を有しない乳幼児又は成年被後見人の個人情報を法定代理人の同意を得て、利用目的以外に利用・提供する場合は本人の同意を得て利用・提供したものとみなすものとする。

本人からの相談を受けた場合、本人からの求めがあれば、本号の規定により目的外の提供であっても可能となるので、開示請求権の行使を待つまでもなく、情報提供が可能な個人情報は本人へ提供して差し支えない。

イ 実施機関内部での利用等（第2号関係）

実施機関の遂行する事務は、住民の福祉の増進という公益を

目的とするものであり、かつ、実施機関は事務を遂行するために個人情報を取り扱うに際しては、この条例に従い、個人の権利利益の保護に十分に留意して行うことになるので、実施機関の内部で利用し、又は他の実施機関に提供する場合において、事務に必要な範囲で使用し、かつ、使用することについて相当の理由があると認められるときは、利用及び提供の制限の例外としたものである。

「事務に必要な限度」とは、利用する実施機関又は提供を受ける実施機関の具体的な事務の目的に照らして、必要最小限の範囲をいう。

「相当の理由」とは、住民負担の軽減、行政サービスの向上、行政運営の効率化等客観的にみて合理的な理由をいい、実施機関は、個人情報を使用する目的、範囲及びその内容を個別具体的に検討して判断する必要がある。

目的外の利用又は提供を行う必要があることがあらかじめ分かっているときは、個人情報収集するときにあらかじめ本人の同意を得ておくように努めることが望ましい。同意を得た場合は、本号ではなく、第1号が適用されることとなる。

ウ 国等への提供（第3号関係）

第2号が実施機関内部での利用又は他の実施機関への提供における例外を定めたものであるのに対し、第3号は本市以外の国等の行政機関への提供の例外を定めるものである。国等の行政機関が遂行する事務は、本市が行う事務と同様に、公共の福祉の増進を目的とするものなど公益性の高いものであり、かつ、これらの機関は事務を遂行するために個人情報を取り扱うに際しては、行政機関個人情報保護法等に従い、個人の権利利益の保護に十分に留意して行うことになるので、事務に必要な範囲で使用し、かつ、使用することについて相当の理由があると認められるときは、利用及び提供の制限の例外としたものである。

なお、「相当な理由のあるとき」とは、社会通念上、客観的にみて合理的な理由のあるときである。相当な理由があるかどうかは、個人情報の内容や当該個人情報を利用される目的等を勘案して個々に判断する必要がある。

エ 行政機関等以外のものへの提供（第4号関係）

「専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき」とは、個人情報の提供を受ける者（受領者）が専ら統計の作成又は学術研究のために個人情報を利用することを目的としており、その利用に供するために提供する場合である。受領者が、専ら統計の作成や学術研究のために個人情報を利用する場合は、一般に特定の個人が識別できない形で用いられるので個人の権利利益を侵害するおそれが少なく、かつ、公益性も高いことから、目的外の利用・提供の原則禁止の例外として規定したものである。

「本人の利益になるとき」とは、例えば、本人の意識がなく、緊急な処置が必要なときにその個人の病歴等を医者に知らせるとき、叙勲等の候補者を選考するに当たって、本人の経歴や業績等を証明するための情報を知らせるとき等がある。

「その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき」とは、本来実施機関において厳格に管理すべき個人情報について、個人情報の性質、利用目的等に則して、行政機関等以外のものに例外として提供することが認められるに足りる十分な理由が必要であるとする趣旨である。

一般的には、少なくとも行政機関に提供する場合と同程度の公益性があること、情報の提供を受けなければ、提供を受ける側の事務の目的を達成することが困難な場合であること、提供を受ける側が自ら情報を収集することが著しく困難であること又は提供を受ける側の事務が緊急を要すること等の理由が必要である。

第 11 条第 3 項・第 4 項（利用・提供の制限の例外における審議会の関与）

3 実施機関は、前項第 3 号又は第 4 号（同項第 1 号の本人の同意があるときを除く。）の規定により保有個人情報を提供しようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるときは、この限りでない。

4 実施機関は、第 2 項第 2 号（同項第 1 号の本人の同意があるときを除く。）の規定により保有個人情報を利用目的以外の目的のために内部で利用したとき又は他の実施機関に保有個人情報を提供したときは、速やかにその旨を審議会に報告し、その意見を聴かなければならない。

【趣旨】

保有個人情報の利用目的以外の利用及び提供の制限の例外事由に該当する場合における実施機関の判断の適正な運用を担保するために、審議会の意見聴取等の手続を定めるものである。

【解釈及び運用】

① 本人の同意を得て提供する場合（第 2 項第 1 号）は、本人の権利利益を侵害することはないものと考えられることから、この場合については審議会の関与は必要としていないものである。

② 事前の意見聴取（第 3 項関係）

本市の実施機関以外の者に提供することとなる場合（第 2 項第 3 号又は第 4 号）は、この条例の効力が直接及ばない者に対しての提供となることから、提供に際してはより慎重にその適否を判断する必要がある。そのため、事前に審議会の意見を聴いた上で提供の適否を判断することとしたものである。

「あらかじめ審議会の意見を聴」く際には、様式第 4 号により審議会に諮問しなければならないものである。

③ 報告（第 4 項関係）

本市の実施機関内部での目的外の利用、他の実施機関への提供（第 2 項第 2 号）は、この条例で個人情報の適正な取扱いが義務付けられている実施機関による利用又は実施機関への提供であることから、本項は、提供後に審議会がその判断の適否について意

見を述べる機会を設け、内部での目的外の利用、他の実施機関への提供における適正な運用を確保するものである。

「審議会に報告し、その意見を聴」く際には、実施機関内部での目的外の利用の場合は様式第5号により、他の実施機関への提供の場合は様式第6号により審議会に報告しなければならないものである。